ありません。

## 適用認定証」、「限度額適8月1日以降の「限度額 用·標準負担額減額認定 証」の申請手続き

有効期限は7月31日までと 標準負担額減額認定証」)の 民税非課税世帯、低所得者 ・Ⅱの方は「限度額適用・ 限度額適用認定証」(住

続き認定証が必要な方は、 ので、8月1日以降も引き なっています。 自動更新ではありません

8月になりましたら申請手

〇手続きに必要なもの 続きをお願いします。

・現在交付されている認定証

国民健康保険の被保険者証

個人番号(マイナンバー)

が確認できるもの

印かん

があります。

### ※70歳以上75歳未満で所 ※国民健康保険税に未納が Ⅲ」、「一般」の方は高齢 区分が「現役並み所得者 あると交付できない場合 きるため、認定証は必要 受給者証を兼ねる被保険 者証で所得区分が確認で (「現役並み所得者 I・II 低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は

### 所得区分表

必要です。)

所得区分		
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳 以上75歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方
	Ⅱ (課税所得380万円以上690万円未満)	
	I (課税所得145万円以上380万円未満)	
— 般		現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方
低所得者Ⅱ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住 民税非課税の方(低所得者 I 以外の方)
低所得者 I		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住 民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控 除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差 し引いたときに0円となる方

### 間住民課 国保年金班 **☎**84 − 1214

# Generic 888

機関または郵便局に通帳、 口座振替をお勧めします 申込は、 口座のある金融

福祉課介護班

してください。

納付書を持参して手続きを

通帳届出印、

介護保険料の

**申**問住民課国保年金班

品に変更できない場合があ どによりジェネリック医薬

> 新たに65歳になった方 険料が引き落とされます。

口座振替 各納期限日に口座から保

郵便局、役場出納室で納め てください 納付書により金融機関

ださい。

言い出しにくい場合は、

望する場合は、

医師、

歯科

ジェネリック医薬品を希

医師、薬剤師に相談してく

# 付します。

用しましょう

ジェネリック医薬品を活

介護保険料が決定しました

納入通知書を7月中旬に送 普通徴収に該当する方

### 保険料の納め方 |特別徴収

され、

開発にかかる費用も

新薬と同じ主成分で製造

少ないため安価なジェネリ

ック医薬品を活用しましょ

護保険料が差し引かれます。 |普通徴収 年金支給月に年金から介

が差し引かれないため、 年度は年金から介護保険料 付書により納めてください **65歳になった方は、令和2** 令和2年4月2日以降に

ク医薬品があるわけではな

治療方針や薬の

在庫な

(すべての薬にジェネリッ

帳」を提示しましょう。 た被保険者証、おくすり手 ク医薬品希望シールを貼っ カード」または「ジェネリッ 「ジェネリック医薬品希望